

浄化槽を使用する場合は “3つの義務”が浄化槽法で 定められています。

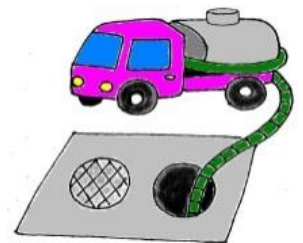
保守点検

- ・浄化槽の装置や機器が正しく作動していることの点検や、薬剤の補充などのお手入れをします（4ヶ月に1回以上）



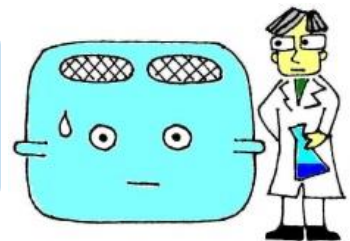
清掃

- ・溜まった汚れをきれいにします。（1年に1回以上）
- ・清掃業者が千葉市の処理施設まで運びます。



検査

- ・上記の管理が適正にされて、浄化槽に悪いところが無いか判定する検査です。（1年に1回）



「検査」で「保守点検」「清掃」が、適正に行われているかどうかを、確認します。

この“3つの義務”はそれぞれ全て必要です。
“3つの義務”をまとめてできる**「一括契約」**がおすすめです！
対応可能な業者は、**千葉市ホームページ**に掲載しています。



わが家の浄化槽つうしんぼ

千葉市 環境局 資源循環部 収集業務課
電話 043-245-5252

正しい管理で みんな快適に	① 保守点検			② 清掃	③ 法定検査（総合評価）
		浄化槽の装置や機器が正しく作動していることの点検や、薬剤の補充などを行います。 ●4か月に1回以上(※)実施してください。 ●記録は3年間保管してください。			浄化槽の中にたまった汚泥等を除去します。 ●1年に1回以上(※)実施してください。 ●記録は3年間保管してください。
1回目		2回目	3回目	月 日 kℓ	月 日 イ □ ハ
20 (平成)年	月 日	月 日	月 日	月 日 kℓ	月 日 イ □ ハ
20 (平成)年	月 日	月 日	月 日	月 日 kℓ	月 日 イ □ ハ
20 (平成)年	月 日	月 日	月 日	月 日 kℓ	月 日 イ □ ハ
20 (平成)年	月 日	月 日	月 日	月 日 kℓ	月 日 イ □ ハ
20 (平成)年	月 日	月 日	月 日	月 日 kℓ	月 日 イ □ ハ

※この期間は、現在主流となっている合併処理浄化槽（家庭用5人槽）を基準にしています。浄化槽の構造や使用状況によっては、回数を増やす必要があります。

①保守点検のお問い合わせ先	契約している保守点検業者名	電話番号・担当者名	または	一般社団法人千葉県環境保全センター 電話 043-245-4222

②清掃のお申し込み先 千葉市が許可した浄化槽清掃業者（8社）に依頼してください。

清掃業者名	所在地	電話番号
丸徳環境(株)	稲毛区宮野木町441-12	250-2847
光クリーンサービス(株)	花見川区三角町610-1	259-2741
(有)長沼興業社	稲毛区宮野木町2148-4	250-7729
大金興業(株)	緑区誉田町3-78	291-0161

清掃業者名	所在地	電話番号
(有)中央商事	中央区生実町887-1	261-4121
共立興業(株)	若葉区若松町545-13	423-9191
(株)センエー	稲毛区黒砂2-12-11	241-3156
(有)筑波商事	稲毛区園生町1032-16	214-2100

③法定検査のお申し込み先 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター 電話 043-246-6283（知事指定機関）